大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により聴取した意見について、同条第３項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和８年10月27日

滋賀県知事　三日月　大造

１　大規模小売店舗の名称および所在地　ドラッグコスモス長浜平方店　長浜市平方町字切田244番　ほか

２　意見の概要　長浜市からの意見

⑴　カラオケ（BGM）等の音の発生を伴う営業を行う場合は、近隣に影響が及ばないよう措置を講じること。

⑵　周辺の交通環境保持に留意し、従業員等に対して交通安全啓発や通勤経路、搬入経路の指導に努めること。

⑶　建物設置予定地の南西には滋賀県立長浜北高等学校があり、予定地付近は通学路となっているため、特に交通安全に留意すること。

３　意見の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

長浜市産業観光部商工振興課　長浜市八幡東町632番地

⑵　縦覧期間　令和８年10月27日から令和８年11月27日まで